

平成 28 年 11 月 15 日

民事再生手続申立てのお知らせ

株式会社日本コンタクトレンズ

この度、コンタクトレンズ製造販売会社である当社（株式会社日本コンタクトレンズ・所在地：名古屋市中川区好本町 3-10）及び販売会社である株式会社日本コンタクトレンズ研究所（所在地：東京都中央区日本橋箱崎町 1 番 7 号千歳ビル。以下「東京販社」といいます。）は、平成 28 年 11 月 15 日、名古屋地方裁判所に民事再生手続の申立てを行いました。

民事再生手続は、事業を継続しながら再建を目指す手続であり、当社及び東京販社は従来どおり事業を継続し、当社コンタクトレンズご利用者の皆様に対する製品の継続供給に最大限の努力を図っていく所存です。

今後は、再生に向けて全力を尽くして参る所存ですので、当社及び東京販社の再建に格別のご理解とご支援を賜りたくお願い申し上げます。

皆様からはこれまで多くのご支援を頂戴してきたにもかかわらず、このような形でご心配とご迷惑をおかけすることになり、心よりお詫び申し上げます。

なお、当社の関連会社である株式会社日本コンタクトレンズ研究所（所在地：名古屋市中村区名駅南一丁目 24 番 8 号原ビルディング 7 階）は、民事再生手続の申立てを行っておらず、従来どおり事業を継続しております。また、株式会社日本コンタクトレンズ静岡商事（所在地：静岡市葵区紺屋町 8 番地の 6 ミマツビル 6F）は、当社とは資本関係にはなく、当社の民事再生手続の申立てとは関係がないことを申し添えいたします。